

静岡県人事委員会は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則13-107

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-32）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(週休日の振替え及び<u>4時間</u>の勤務時間の割り振り変更)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2</u> 条例第5条の規定に基づき割り振ることをやめることとなる<u>4時間</u>の勤務時間は、第1項に規定する期間内にある勤務日（<u>条例第5条</u>に規定する勤務日をいう。以下同じ。）のうち、<u>4時間</u>の勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間の始まる時刻から連続し、又は勤務時間の終わる時刻まで連続する勤務時間とする。</p> <p><u>3</u> 任命権者（県費負担教職員については、市町の教育委員会。<u>次項、第4条各項、第6条第2項、第7条、第7条の2、第8条第2項、第15条、第16条、第17条第1項、第17条第3項、第18条第1項及び第19条</u>において同じ。）は、週休日の振替え（<u>条例第5条</u>の規定</p>	<p>(週休日の振替え及び<u>半日勤務時間</u>の勤務時間の割り振り変更)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2</u> <u>条例第5条</u>の人事委員会規則で定める時間（以下「<u>半日勤務時間</u>」という。）は、<u>3時間30分から4時間15分</u>までの範囲内で職員の勤務時間を考慮して任命権者が定める時間とする。</p> <p><u>3</u> 条例第5条の規定に基づき割り振ることをやめることとなる<u>半日勤務時間</u>の勤務時間は、第1項に規定する期間内にある勤務日（<u>同条</u>に規定する勤務日をいう。以下同じ。）のうち、<u>半日勤務時間</u>の勤務時間のみが割り振られている日（<u>同条の規定により勤務することを命ずる必要がある日に割り振る半日勤務時間と同一の時間数の勤務時間が条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られている日をいう。以下同じ。</u>）以外の勤務日の勤務時間の始まる時刻から連続し、又は勤務時間の終わる時刻まで連続する勤務時間とする。</p> <p><u>4</u> 任命権者（県費負担教職員については、市町の教育委員会。<u>第8条第1項及び第21条</u>を除き、<u>以下同じ。</u>）は、週休日の振替え（<u>条例第5条</u>の規定に基づき、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に</p>

に基づき、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)又は4時間の勤務時間の割振り変更(同条の規定に基づき、4時間の勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)を行う場合には、週休日の振替え又は4時間の勤務時間の割振り変更を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

4 任命権者は、週休日の振替え又は4時間の勤務時間の割振り変更を行った場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

第7条の6 条例第9条の3第1項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)～(3) (略)

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第7条の4に規定する者に該当することとなった場合

(5) (略)

2～4 (略)

第7条の11 条例第9条の3第4項の人事委員

割り振ることをいう。以下同じ。)又は半日勤務時間の勤務時間の割振り変更(同条の規定に基づき、半日勤務時間の勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間の勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)を行う場合には、週休日の振替え又は半日勤務時間の勤務時間の割振り変更を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

5 任命権者は、週休日の振替え又は半日勤務時間の勤務時間の割振り変更を行った場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

第7条の6 条例第9条の3第1項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)～(3) (略)

(4) 当該請求をした職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第12条第1項第21号を除き、以下同じ。)で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第7条の4に規定する者に該当することとなった場合

(5) (略)

2～4 (略)

第7条の11 条例第9条の3第4項の人事委員

会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) (略)
- (2) 職員と同居している職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの
- (3) 前各号に掲げる者の他人事委員会が定めるもの

2 (略)
(年次有給休暇の単位)

第 11 条 (略)

2・3 (略)

4 条例第13条第3項の人事委員会規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項の人事委員会規則で定める単位は当該各号に掲げる単位とする。

- (1) 1回の勤務に割り振られた勤務時間（4時間の勤務時間の割振り変更が行われた場合にあつては、当該4時間の勤務時間の割振り変更が行われた後の勤務時間。以下この号において同じ。）に1時間未満の端数がある場合において、当該勤務時間のすべてを勤務しないとき（当該勤務時間が1日を単位として年次有給休暇が与えられる時間である場合を除く。）当該勤務時間の時間数（1時間未満の端数を含む。）

(2)・(3) (略)
(特別休暇)

第 12 条 条例第 14 条に規定する特別休暇の期間は、次のとおりとする。

会規則で定める者は、次に掲げる者（第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）とする。

- (1) (略)
- (2) 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの
- (3) 前2号に掲げる者のほか人事委員会が定めるもの

2 (略)
(年次有給休暇の単位)

第 11 条 (略)

2・3 (略)

4 条例第13条第3項の人事委員会規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項の人事委員会規則で定める単位は当該各号に掲げる単位とする。

- (1) 1回の勤務に割り振られた勤務時間（半日勤務時間の勤務時間の割振り変更が行われた場合にあつては、当該半日勤務時間の勤務時間の割振り変更が行われた後の勤務時間。以下この項において同じ。）に1時間未満の端数がある場合において、当該勤務時間のすべてを勤務しないとき（当該勤務時間が1日を単位として年次有給休暇が与えられる時間である場合を除く。）当該勤務時間の時間数（1時間未満の端数を含む。）

(2)・(3) (略)
(特別休暇)

第 12 条 条例第 14 条に規定する特別休暇の期間は、次のとおりとする。

<p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 配偶者 <u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号及び第18号において同じ。)</u> が出産の場合 3日以内で必要と認める期間</p> <p>(12)～(22) (略)</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 配偶者が出産の場合 3日以内で必要と認める期間</p> <p>(12)～(22) (略)</p> <p>2～8 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第12条関係）

忌引日数表		
死亡した者	期間	備考
配偶者	10日	1 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合は、実際に要した往復日数を加算することができる。 2 左欄の配偶者には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。
父母	7日	
子	5日	
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）	
孫	1日	
兄弟姉妹	3日	
伯叔父母	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）	
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）	
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）	
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）	
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）	
伯叔父母の配偶者又は配偶者の伯叔父母	1日	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。